

# 社会福祉士国家試験の今後の在り方について

～ 「地域共生社会」の実現を推進する

ソーシャルワーク専門職の拡充に向けて ～

令和4年1月17日

社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会

# 目次

1. はじめに	2
2. 国家試験の基本的性格、出題内容等について	4
3. 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しを踏まえた試験について	7
4. 合格基準等について	9
5. 試験日程及び試験時間について	11
6. 新たな国家試験の実施に向けた詳細な検討等について	12
7. おわりに	13

## [参考資料]

1. 社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会開催要綱	15
2. 見直し後の社会福祉士養成課程の全体像	17
3. 各回の議事概要	18
4. 関係団体及び自治体関係者からの意見	21
① 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	
② 公益社団法人 日本社会福祉士会	
③ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会	
④ 藤沢市 地域共生社会推進室 片山主幹	
⑤ 大牟田市 企画総務部総合政策課 梅本主査	

## 1. はじめに

- 社会福祉士国家試験は、昭和 63 年 4 月に施行された社会福祉士及び介護福祉士法（以下「士士法」という。）第 5 条に基づき、社会福祉士として必要な知識及び技能を有するかを評価しており、施行から 30 年以上が経過する中で、約 26 万人（令和 3 年 12 月末現在）が社会福祉士の国家資格を取得し、高齢・障害・子ども・生活困窮といった多様な福祉分野に加えて、医療・行政・教育・司法など幅広い分野において活躍している（※ 1）。
- その間、平成 19 年度に行われた社会福祉士養成課程における教育内容（以下「カリキュラム」という。）の見直しを踏まえ、平成 20 年度には社会福祉士及び介護福祉士国家試験の今後の在り方に関する検討会が開催され、平成 21 年度の第 22 回社会福祉士国家試験から新たな出題内容に切り替えて、現在に至っている。
- 近年、我が国においては、急速な少子高齢化や福祉ニーズの多様化・高度化・複雑化などが進んでおり、平成 28 年 6 月には、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すことが盛り込まれた「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定された。
- このような中、平成 30 年 3 月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（以下「報告書」という。）」では、「地域共生社会」の実現を推進するため、社会福祉士には、ソーシャルワークの機能を発揮し、制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発、地域住民の活動支援や関係者との連絡調整などの役割を担うことが求められており、カリキュラムの見直しを検討すべきであると指摘された。
- この報告書を受け、厚生労働省は各分野の専門有識者及び実践者からなる「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに関する作業チーム（以下「作業チーム」という。）」を平成 30 年 8 月に設置し、カリキュラムの見直し作業を開始した。
- 作業チームでは、これまでカリキュラムで使用していた相談援助という文言を全てソーシャルワークに改めることとし、①地域共生社会に関する科目

（※ 1） 令和 2 年度に実施された就労状況調査によると、社会福祉士の就労先は次のとおり。  
福祉関係 74.8%（高齢者福祉 39.3%、障害者福祉 17.6%、地域福祉 8.4%、児童・母子福祉 8.2% 等）  
医療関係 15.1%、行政機関 6.7%、学校教育関係 1.0%、就業支援関係 0.6%、司法関係 0.4% 等

の創設、②ソーシャルワーク機能を学ぶ科目の再構築、③ソーシャルワーク機能の実践能力を養う実習時間数の拡充、④社会福祉士養成課程と精神保健福祉士養成課程の共通科目（以下「共通科目」という。）の拡充といったカリキュラムの抜本的な見直しが提起された。

- このカリキュラムの見直しを踏まえ、令和2年3月に関係法令や通知等が改正され、修業年限に応じて、令和3年度から順次新たなカリキュラムによる社会福祉士養成が始まっており、令和6年度に実施する第37回社会福祉士国家試験から、新たなカリキュラムに沿った出題内容に切り替える予定となっている（※2）。
- また、令和2年6月に成立した地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）においては、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村が実施する重層的支援体制整備事業が創設され、法案を審議した参議院厚生労働委員会の附帯決議には「同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。」と明記されている。全ての市町村において、地域共生社会を実現できるソーシャルワークの実践力を習得した社会福祉士が活躍するため、資質の高い社会福祉士の量的拡充が求められている。
- 本検討会においては、第37回社会福祉士国家試験から、新たなカリキュラムに対応した出題内容とし、社会福祉士として必要な知識及び技能を有するか適正に評価できるよう、令和3年7月から12月にかけて、社会福祉士国家試験の在り方について6回にわたり議論を重ね、関係団体及び自治体関係者からの意見聴取を行い（※3）、提言の内容を整理した。
- また、検討にあたっては、同時期に開催された精神保健福祉士国家試験の在り方に関する検討会と合同で開催する機会を設け、共通科目に関する見直しに関して議論を行った。
- この提言を踏まえ、厚生労働省並びに指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）において、社会福祉士国家試験の質を一層高めていくため、出題内容や実施方法等の見直しを行うことが必要である。

---

（※2） 4年制の福祉系大学の場合、令和3年度の入学者から新たな教育内容となり、令和6年度卒業見込で第37回国家試験を受験。

1年制の養成施設の場合、令和6年度の入学者から新たな教育内容となり、令和6年度卒業見込で第37回国家試験を受験。

（※3） 意見聴取を行った関係団体及び自治体関係者からの意見の詳細は、参考資料4。

## 2. 国家試験の基本的性格、出題内容等について

### 【国家試験の基本的性格について】

- 社会福祉士国家試験は、資格取得時点において基本的な知識及び技能が備わっていることを確認・評価するものとして位置づけられる。また、国家試験は養成課程における教育内容の標準化や充実を促進する機能も有している。
- 社会福祉士は、様々な分野に就労する可能性があることから、いかなる分野においても必要不可欠な基本的な知識及び技術等について出題すべきである。逆に、特定の実践分野に限り必要とされる詳細な知識については、出題するべきではない。
- 特定の実践分野で必要とされる詳細な知識及び地域共生社会の実現に向けて求められるより高度な知識や技術等は、資格取得後のソーシャルワーク実践及び職場での研修や職能団体が行っている認定社会福祉士制度などを通して、継続して学ぶことが望まれる。
- ソーシャルワークの価値規範や倫理観に関する理解は、社会福祉士が多様な機能を担うソーシャルワーク専門職として実践を行う際の基盤となるものであることから、引き続き国家試験において出題するとともに、その出題方法の充実に努めるべきである。
- 以上の検討を踏まえ、国家試験の基本的性格について、以下のとおり提言する。

#### [提言]

- 社会福祉士国家試験は、社会福祉士が様々な分野に就労する可能性があることから、いかなる分野に就労したとしても、ソーシャルワーク専門職として必要不可欠な基本的な知識及び技能が備わっていることを確認・評価するものであることを踏まえた上で、問題作成を行うことが望ましい。

## 【出題内容、出題形式について】

- 社会福祉士の資格取得を目指してきた新卒の受験者の合格率が、他の資格試験と比較して低すぎるのではないか（※4）。出題内容と履修内容にミスマッチがあるのであれば、その解消が必要である。
- 地域共生社会の実現に向けて、複雑化・複合化した問題や地域の課題に対応できるよう、単純な知識の想起によって解答できる問題は減らし、知識の応用として、実践現場で求められる解釈力や判断力を評価できる事例問題などの出題を増やすべきである。
- 単純な知識の想起で解答できるタクソノミーⅠ型の問題だけでなく、状況を理解・解釈して解答するタクソノミーⅡ型、理解している知識を応用して問題解決方針を判断し解答するタクソノミーⅢ型の問題を充実させて出題する必要がある。
- タクソノミー分類を踏まえた問題作成は、医療資格の国家試験のタクソノミー分類の考え方等を参考にして、社会福祉士国家試験における考え方を検討し、具体的な作問過程に落とし込む必要がある。
- 五肢択一または五肢択二を原則とする出題形式は、国家試験としての信頼性と妥当性を担保するため、今後も継続すべきである。
- 一方で、国家試験として妥当性を確保するために必要な場合には、選択肢数の見直しを検討するなど出題形式の見直しが必要ではないか。
- ソーシャルワーク専門職として必要となる基本的な知識や重要な内容については、繰り返し出題すべきだが、法律や制度が変わることもあるので、出題する際には適正に点検したうえで作問を行う必要がある。
- 以上の検討を踏まえ、出題内容等について、以下のとおり提言する。

### [提言]

- 福祉系大学等において履修した基本的な知識を問う問題が適切に出題されるよう、出題内容を十分に検討することが望ましい。

（※4）新卒の受験者の合格率（令和2年度）

第33回社会福祉士国家試験  
第23回精神保健福祉士国家試験  
第33回介護福祉士国家試験

福祉系大学・新卒 50.7%、一般養成施設・新卒 56.3%  
保健福祉系大学・新卒 71.4%、一般養成施設・新卒 73.4%  
養成施設・新卒(留学生を除く)93.7%、福祉系高校・新卒 92.2%

- 新たな福祉ニーズに対応できる実践能力が備わっていることを確認・評価できるよう、タクソミー分類を踏まえた問題作成を行い、理解力・解釈力・判断力を問うことができる事例問題による出題を充実させることが望ましい。
- 五肢択一または五肢択二を原則とする出題形式は、今後も継続すること。なお、国家試験として妥当性を確保するために必要な場合には、出題形式の見直しを検討することが望ましい。
- ソーシャルワーク専門職として必要となる基本的な問題や重要な問題については、出題内容や選択肢の見直しを適切に行い、繰り返し出題する仕組みを導入することが望ましい。

検討会で議論された、社会福祉士国家試験におけるタクソミー分類を踏まえた作問の考え方

タクソミー Ⅰ型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉に関連する基本的な知識を理解しているかどうかを問う問題。</li> <li>・単純な知識の想起、もしくは社会福祉の基礎知識に基づく推定により解答を行う。</li> <li>・受験者は、  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設問 → 知識の想起 → 解答</div>           　もしくは　           <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設問 → 知識の想起 → 推定 → 解答</div>           という思考過程を辿る。         </li> </ul>
タクソミー Ⅱ型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉に関連する基本的な知識を活用した、解釈力や応用力を問う問題。</li> <li>・事例文（もしくは選択肢）で与えられた情報の中から、問いに対応する状況を理解・解釈して解答を行う。</li> <li>・受験者が解答に要する理解・解釈の回数は1回であり、  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事例（情報の提示） → 状況の理解・解釈 → 解答</div>           という思考過程を辿る。         </li> </ul>
タクソミー Ⅲ型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉に関連する基本的な知識を活用した、思考力や判断力を問う問題。</li> <li>・事例文（もしくは選択肢）で与えられた情報の中から、問いに対応する状況を理解・解釈し、その状況に応じた問題解決方針や具体的な問題解決方法を思考し、判断して解答を行う。</li> <li>・受験者が解答に要する理解・解釈の回数は2回であり、事例文の情報を解釈（1回目）することに加え、各選択肢の持つ意味を解釈（2回目）することにより解答に行き着く。</li> <li>・受験者は、  <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">事例（情報の提示） → 状況の解釈</div> <div style="margin-right: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">選択肢 → 問題解決方針等の解釈</div> <div style="margin-right: 10px;">↑</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">解答</div> </div>           という思考過程を辿る。         </li> </ul>

### 3. 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しを踏まえた試験について

#### 【総出題数について】

- 今般のカリキュラムの見直しは、新たな福祉ニーズに対応し、地域共生社会の実現を推進するソーシャルワークの実践能力を有する社会福祉士を養成することを目的として行われており、複数の科目において「教育に含むべき事項」に「支援の実際」が挙げられる等、法律や制度等の知識の習得だけでなく、実際の実践現場において、学んだ知識を活用できる力の習得が重視されている。
- そのため、国家試験における出題内容等の見直しにおいても、単純な知識の想起によって解答できる問題だけではなく、その知識を活用し、事例の置かれた状況を解釈したり、事例に求められている問題解決方針を判断したり、応用力や思考力を問う問題を増問すべきであるとの考えから、事例問題を充実させる必要がある。
- 事例問題を充実させる場合には、解答に要する思考過程がより複雑になり、また設問文の文章量も増加することが予想されることから、受験者の負担軽減の観点から、科目ごとの出題数の減問を検討すべきである。
- 現行の出題数は、共通科目に関する出題が 83 問、その他の科目（以下「専門科目」という。）に関する出題が 67 問となっており、総出題数は 150 問となっている。
- カリキュラムの見直しの結果、試験科目を履修する時間数は以下のとおり、増減があった。

共通科目	420 時間	(11 科目)	→	480 時間	(12 科目)	[+ 60 時間]
専門科目	360 時間	( 8 科目)	→	240 時間	( 7 科目)	[▲120 時間]
合計	780 時間	(19 科目)	→	720 時間	(19 科目)	[▲ 60 時間]
- 試験科目全体の履修時間が減少したのであれば、受験者の負担軽減の観点から、総出題数も減問すべきである。
- 以上の検討を踏まえ、総出題数について、以下のとおり提言する。

[提言]

- 新たな福祉ニーズに対応できる実践能力が備わっていることを確認・評価できるよう、タクソノミー分類を踏まえた問題作成を行い、理解力・解釈力・判断力を問うことができる事例問題による出題を充実させることが望ましい。(再掲)
- カリキュラムの見直しの趣旨を踏まえ事例問題を増問すること、及び、試験科目のカリキュラム時間数の合計が780時間から720時間に見直されたことを踏まえ、総出題数を減問することが望ましい。
- 出題内容等の見直しや受験者の負担等を勘案して、科目ごとの出題数を減問することが望ましい。

【試験科目別出題基準について】

- 試験科目別出題基準については、現在、厚生労働省が発出した運営指針で示した各科目の教育に含むべき事項をもとに、試験センターにおいて、国家試験の基本的性格等を踏まえ、試験科目ごとに大項目・中項目・小項目(※5)を作成し、試験実施年度の6月に公表している。
- 今回のカリキュラムの見直しにおいては、新たな科目の創設や科目の統合が行われるとともに、指針で示している各科目の教育内容のねらいや教育に含むべき事項が抜本的に見直されている。
- 作業チームでの議論を踏まえ作成されたカリキュラム(※6)において整理された、想定される教育内容の例を参考に、新たな試験科目別出題基準の中項目・小項目を検討すべきである。
- 試験科目別出題基準は、直近の制度改正等を踏まえ、新たなカリキュラムに沿った国家試験が実施される令和6年度に公表すべきものであるが、当該

(※5) 大項目は、中項目を束ねる見出しであり、試験科目全体の範囲を示す事項(厚生労働省指針の「教育に含むべき事項」に相当)。

中項目は、試験の出題内容となる事項。

小項目は、中項目に関する事項をわかり易くするために例示した事項。

(※6) 社会福祉士養成課程のカリキュラム(令和元年度改正)

※第1回検討会 参考資料1-2 <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000809032.pdf>

試験を受験する4年制の福祉系大学の学生等は、令和3年度から新たなカリキュラムによる履修を開始していることから、計画的に学習できるよう、試験科目別出題基準がどのように見直される予定なのか、可能な限り、早急に示す必要がある。

- 以上の検討を踏まえ、試験科目別出題基準について以下のとおり提言する。

[提言]

- 作業チームでの議論を踏まえ作成されたカリキュラムで示された「想定される教育内容の例」を参考に、国家試験の趣旨や基本的性格を踏まえ、試験センターにおいて、試験科目別出題基準の詳細な検討を進めることが望ましい。
- 令和6年度の第37回社会福祉士国家試験を受験する予定の学生等が計画的に学習できるよう、可能な限り早急に、試験科目別出題基準（予定版）を公表することが望ましい。

#### 4. 合格基準等について

- 合格基準については、現在、総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者を合格者としている。
- また、試験科目18科目群(※7)全てにおいて得点があることも合格基準となっている。
- 現在の総得点の60%程度を基準として難易度補正を行う基準は、安易に引き下げるべきではなく、今後も継続すべきである。
- 合格基準は、将来的には難易度補正を行わない絶対基準にすべきとの意見があるが、社会福祉士国家試験は、様々な分野における福祉ニーズを踏まえ出題することから、法律や制度の創設・改正、社会情勢の変化などにより、

---

(※7) ①人体の構造と機能及び疾病 ②心理学理論と心理的支援 ③社会理論と社会システム  
④現代社会と福祉 ⑤地域福祉の理論と方法 ⑥福祉行財政と福祉計画 ⑦社会保障  
⑧障害者に対する支援と障害者自立支援制度 ⑨低所得者に対する支援と生活保護制度  
⑩保健医療サービス ⑪権利擁護と成年後見制度 ⑫社会調査の基礎  
⑬相談援助の基盤と専門職 ⑭相談援助の理論と方法 ⑮福祉サービスの組織と経営  
⑯高齢者に対する支援と介護保険制度 ⑰児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度  
⑱就労支援サービス、更生保護制度 [注：⑩は2科目で1科目群]

画一的な出題を行えない特性があるため、絶対基準には馴染まないのではないか。

- 科目ごとの出題数を減問する場合（前述の提言）には、全ての試験科目群で得点がある者を合格とする基準に関して、受験者に減問による過度な影響が生じないように、試験科目群の構成を見直すことが望ましい。
- 試験科目群の構成を見直す場合には、カリキュラムにおける各科目の類似性や位置づけを考慮する必要があることから、「見直し後の社会福祉士養成課程の全体像（※8）」を参考に、検討すべきである。
- 福祉系大学や一般養成施設の新卒の受験者については、合格率が5割程度で推移している（※9）ので、社会福祉を志す学生等に対して正しい情報が伝わるよう、合格率等を適正に公表・周知すべきである。
- 以上の検討を踏まえ、合格基準等について、以下のとおり提言する。

[提言]

- 総得点の60%程度を基準とし、問題の難易度で補正した点数以上を得点した者を合格とする合格基準は、今後も維持することが望ましい。
- 全ての試験科目群で得点がある者を合格とする合格基準は、科目ごとの出題数が減問される場合には、受験者に減問による過度な影響が生じないように、見直し後の社会福祉士養成課程の全体像を踏まえ、科目群の設定を見直すことが望ましい。
- 社会福祉士国家試験の合格率等が正しく認識されるよう、早急に合格発表の内容の見直しを行うことが望ましい。

（※8）見直し後の社会福祉士養成課程の全体像（令和2年3月6日改正）。詳細は参考資料2。

（※9） 合格率の推移（平成28年度～令和2年度）

	第29回	第30回	第31回	第32回	第33回
全受験者	25.8%	30.2%	29.9%	29.3%	29.3%
福祉系大学・新卒	46.3%	54.6%	54.7%	56.0%	50.7%
一般養成施設・新卒	55.9%	59.4%	59.5%	57.5%	56.3%

## 5. 試験日程及び試験時間について

- 試験日程については、現在、社会福祉士国家試験と精神保健福祉士国家試験を同時に受験できるよう、毎年2月の第1土曜日の午後に精神保健福祉士の専門科目、翌日の第1日曜日の午前に共通科目、午後に社会福祉士の専門科目の試験を行っている。
- また、障害を有する受験者等に対しては、試験時間の延長や別室での受験などの配慮を行っている。
- 現在の試験日程は、今後も両方の国家試験を同時に受験できるよう継続すべきである。
- 事例問題による出題を充実する場合（前述の提言）には、これまでよりも解答に必要な時間がかかるので、適正な試験時間を確保すべきである。
- 障害を有する受験者等に対する配慮は、今後も継続すべき。また、配慮が必要な受験者の実態を踏まえ、配慮の充実に努めるべきである。
- 以上の検討を踏まえ、試験日程等について、以下のとおり提言する。

### [提言]

- 現行の試験日程は、今後も継続することが望ましい。
- 事例問題による出題を充実させる場合には、解答に必要とされる時間を考慮した上で、適正な試験時間を確保することが望ましい。
- 障害を有する受験者等に対する配慮（試験時間の延長等）は今後も継続することとし、配慮が必要な受験者の実態を踏まえつつ、試験日程等に大きな影響が生じない範囲で、配慮の充実に努めること。

## 6. 新たな国家試験の実施に向けた詳細な検討等について

- 本検討会での議論や提言を踏まえ、試験センターにおいては、新たな国家試験の実施に向けて、試験科目別出題基準の見直しや、基本的な知識を問う問題及び事例問題の作問方法等の見直し、見直した内容を周知徹底するための試験委員向けの研修の導入などについて、早急に検討を開始する必要がある。
- その検討にあたっては、試験センターに蓄積される国家試験に関する長年の実績と知見をもとに、これまでの試験結果の分析・検証を行う必要がある。
- また、質の高い試験問題の作成がより円滑に行われるよう、出題内容の充実や試験委員の負担を軽減するための支援機能を強化することが望ましい。
- 以上の検討を踏まえ、新たな国家試験の実施に向けた詳細な検討等について、以下のとおり提言する。

### [提言]

- 試験センターにおいては、本検討会での議論や提言を踏まえ、新たな国家試験が適正かつ円滑に行われるよう必要な準備を行うとともに、試験問題の作問にかかる支援機能の強化を図ることが望ましい。

## 7. おわりに

- 本検討会では、これまでの社会福祉士国家試験の実績に関する検証を行ったうえで、新たなカリキュラムを踏まえ実施される、令和6年度より行われる新たな社会福祉士国家試験において、引き続き、社会福祉士として必要とされる知識及び技能を備えているか否かを評価することができるよう検討を行った。
- 今般のカリキュラムの見直しは、地域共生社会の実現に向けて必要とされるソーシャルワークの多様な機能を発揮できる実践能力を有する社会福祉士を養成することを目指したものであり、新たな科目の創設や科目の統合、精神保健福祉士養成課程との共通科目の拡充など抜本的な見直しが行われていることから、社会福祉士国家試験の出題内容等についても大きな見直しが必要であるとの結論に至るとともに、より充実すべき点や、見直しが必要な点について整理し、検討会の提言として取りまとめた。
- 提言の内容は、出題数の減問といった外形的なものに留まらず、社会に求められる社会福祉士像及び国家試験の在り方を踏まえ、出題内容の根本的な見直しを求めていることから、指定試験機関である試験センターにおいては、その実施に向け適切に対応する必要がある。
- また、社会福祉士養成を担う福祉系大学等においては、カリキュラムが見直された趣旨を改めて確認し、令和6年度以降に卒業する学生の学習が適切に行われるよう、教育内容の充実や新たな国家試験に向けた準備などを着実に進められることを願います。
- なお、資格取得を目指す卒業生については、卒業した福祉系大学等や関係団体において、新たなカリキュラムに関する講座の実施など、積極的な支援策を講ずることが望まれる。
- 社会福祉士は、資格創設時から、多様な実践分野において、社会・経済状況の変遷や人々の生活課題の変化に応じて、我が国における福祉の発展に大きく寄与してきた。現在、我が国は少子高齢化による人口の減少や、共同体機能の脆弱化といった、社会の存続の危機に直結する大きな課題を抱えており、社会福祉士には、その課題に応え、我が国の社会福祉の増進に寄与することが期待されている。社会福祉士が、地域共生社会の実現を推進するソーシャルワーク専門職として、質的量的な側面において拡充を図り、社会の期待に応え信頼される資格であるためには、社会福祉士国家試験が適正に運用

される必要があることから、本検討会の提言を真摯に受けとめ、必要な見直しが行われることを期待したい。

- また、社会的要請に応えることができる社会福祉士を引き続き輩出して、我が国の福祉の発展を継続するためには、社会福祉士国家試験が適正に実施され、期待された効果を上げているかなどの検証を行うとともに、その在り方を定期的に検討し、試験制度の不断の見直しを行う必要があることにも留意願いたい。

## (参考資料 1)

# 社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会開催要綱

## 1. 趣旨

令和元年度に行われた社会福祉士養成課程の教育内容の見直しは、ソーシャルワークの専門職として、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応できる社会福祉士の養成を目指したものであり、地域共生社会の実現に向けて求められる社会福祉士の役割や必要な知識等を習得するための科目の創設やソーシャルワーク機能を学ぶ科目の再構築、実践能力を養うための機会である演習や実習の充実等を行ったところであり、令和3年度から養成施設等において順次導入が開始され、令和6年度に行われる第37回社会福祉士国家試験（令和7年2月上旬実施）から新たな教育内容に沿った出題内容に切り替える予定となっている。

また、これまで行ってきた社会福祉士国家試験の実施状況の検証を行い、実施方法の見直しを検討する等、社会福祉士国家試験の更なる向上を図る必要がある。

以上を踏まえ、本検討会においては、第37回社会福祉士国家試験から新たな社会福祉士養成課程の教育内容に対応した出題内容とし、社会福祉士として必要な知識及び技能を有するか適正に評価できるよう、社会福祉士国家試験の在り方について検討する。

## 2. 検討会構成員

本検討会は、有識者で構成する（別添）。

## 3. 検討課題

- (1) 社会福祉士国家試験の実施状況の検証
- (2) 社会福祉士養成課程の教育内容の見直しを踏まえた対応
- (3) その他

## 4. スケジュール

令和3年6月から検討を開始し、以降数回程度開催し、令和3年12月頃を目途に取りまとめ（予定）

## 5. その他

- (1) 本検討会は、社会・援護局長の検討会とする。
- (2) 本会議の運営にかかる庶務は、社会・援護局福祉基盤課が行う。
- (3) 本検討会の議事は原則非公開とする。報告書は後日公開する。

(別添)

社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会構成員名簿

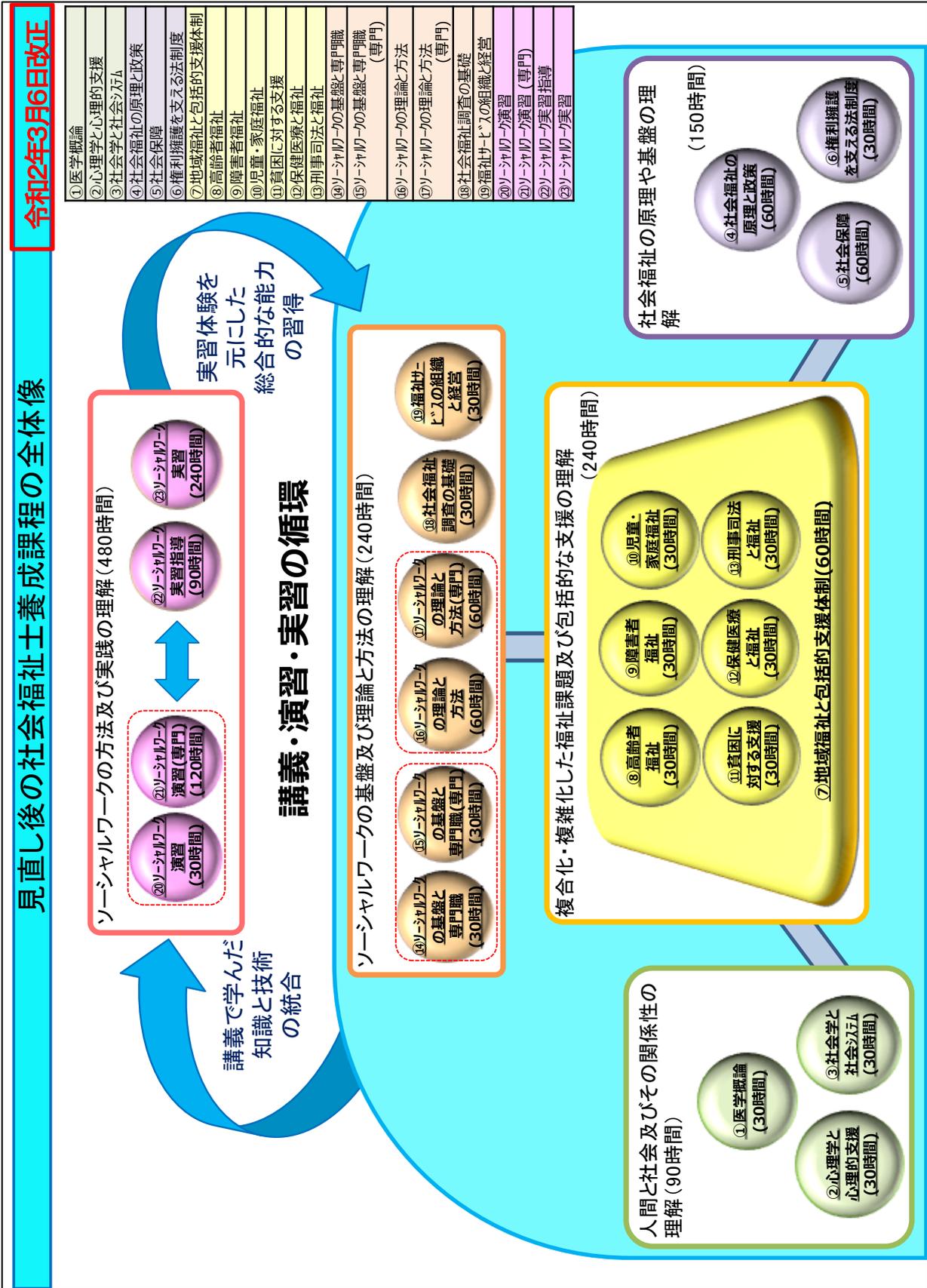
朝倉	京子	東北大学大学院 教授
◎ 岩崎	晋也	法政大学 常務理事・副学長
潮谷	有二	社会福祉法人慈愛園 慈愛園老人ホーム・ケアハウス 施設長
志水	幸	北海道医療大学 教授
鶴岡	浩樹	日本社会事業大学大学院 教授
野村	豊子	日本福祉大学スーパービジョン研究センターリサーチフェロー
湯川	智美	全国社会福祉法人経営者協議会 研修委員長
和気	康太	明治学院大学 教授

※ ◎ : 座長

(五十音順、敬称略)

(参考資料 2)

見直し後の社会福祉士養成課程の全体像



## (参考資料3)

### 各回の議事概要

#### 第1回 議事概要

- 岩崎構成員を検討会の座長に選任。
- 議事、議事録及び資料は原則非公開とするが、公開しても国家試験の厳正さの保持に影響が生じないと判断できる資料は公開する。また、各回の議事概要を公開する。
- 主な論点
  - 論点1：社会福祉士養成課程における教育内容の見直しについて
  - 論点2：平成20年度の検討会における議論や、その後の国家試験の実施状況を踏まえた検証について
  - 論点3：試験日程等の改善
- 主な意見
  - ・ カリキュラム改正の内容を踏まえ、出題内容や出題形式、出題数等を見直すべきではないか。
  - ・ 国家試験の問題について、「社会福祉士として必要な知識及び技能を有しているか確認する」という国家試験の趣旨を踏まえたものとなっているか等の検証が必要ではないか。
  - ・ 受験者の負担軽減の観点等を踏まえ、試験日程や出題数等を見直すべきではないか。
- 今後のスケジュール等
  - ・ 精神保健福祉士国家試験の在り方検討会との合同開催を行う。
  - ・ 関係団体及び自治体関係者からの意見聴取については、コロナ下の状況を踏まえ実施。

#### 第2回 議事概要

- 精神保健福祉士国家試験の在り方検討会との合同開催。
- 社会福祉士国家試験と精神保健福祉士国家試験に共通する試験科目に関して、それぞれの検討会における議論等を踏まえ、出題形式や出題数等について意見交換を実施。
- 主な意見
  - ・ 「複合化・複雑化した課題に対応する」というカリキュラム改正の趣旨を踏まえた出題内容にするべきではないか。
  - ・ 「必要な知識及び技能を有しているか確認する」という国家試験の趣旨を踏まえ、基本的な知識を問う出題内容にするべきではないか。
  - ・ 単純な知識の想起で解答できるタクソノミーⅠ型の問題と、出題内容を理解・解釈して解答するタクソノミーⅡ型・理解している知識を応用して解答するタクソノミーⅢ型の問題をバランスよく出題すべきではないか。
  - ・ 受験者の負担軽減の観点から、試験日程の見直しや出題数の削減等を検討すべきではないか。

### 第3回 議事概要

- 関係団体等から意見聴取を行うとともに、これまでの議論を踏まえた見直しの方向性について検討を行った。
- 関係団体等からの主な意見
  - ・ 社会福祉士への社会的な期待の高まりと今後の福祉人材の確保の観点から、より多くの社会福祉士を社会に輩出できる国家試験制度とすべき。
  - ・ ソーシャルワーク専門職として必要な価値・倫理、実践モデルやアプローチ、制度・サービス等に関する基礎的な知識を有すると認められる者全てが合格できる国家試験問題とすることが必要。
  - ・ ソーシャルワークの実践を行う上で必要不可欠な知識及び技術に焦点を当て、実践の場面での判断力を問う内容にしていく必要がある。
  - ・ 幅広い視点からアセスメントしていく力や、緊急性や優先度を判断する力、連携する関係者との調整力等を問う問題を出題していただきたい。
  - ・ 社会福祉士は様々な学問に触れる必要があることから、国家試験においても、そういったことを意識させることも方法の一つ。
- 見直しの方向性に関する構成員からの主な意見
  - ・ 社会福祉士として資格取得時に最低限備えておくべき基本的な知識を問う問題を出題すべき。
  - ・ 社会福祉士として必要な判断力や解釈力を問うことができる問題を出題すべき。
  - ・ 試験日程の見直しや出題数の削減等によって、受験者に過度の負担や不利益が生じないように配慮すべき。

### 第4回 議事概要

- 精神保健福祉士国家試験の在り方検討会との合同開催。
- 社会福祉士国家試験と精神保健福祉士国家試験に共通する試験科目に関して、これまでの議論等を踏まえ、出題形式や出題数等の見直しの方向性について議論。
- 主な意見
  - ・ 「複合化・複雑化した課題に対応する」というカリキュラム改正の趣旨を踏まえ、判断力等を問うことができる、より実践的な問題を出題すべきではないか。
  - ・ どのような分野に就労したとしても、社会福祉士として最低限備えておくべき基本的な知識を問う問題を出題すべきではないか。
  - ・ タクソノミー分類を踏まえた問題作成を行い、解釈力や問題解決力等を問うことができる事例問題を出題すべきではないか。
  - ・ 受験者の負担を軽減するため、試験時間や出題数を可能な限り削減すべきではないか。

## 第5回 議事概要

- これまでの議論等を踏まえ、取りまとめに向けた見直しの方向性について議論。
- 主な意見
  - ・ 「地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応できる実践能力を有する社会福祉士を養成する」というカリキュラム改正の趣旨を踏まえ、タクソノミー分類を踏まえた問題作成を行い、解釈力や問題解決力等を問うことができる事例問題による出題を充実させるべき。
  - ・ 社会福祉士は様々な分野に就労する可能性があることを踏まえ、ソーシャルワークの専門職として最低限備えておくべき基本的な知識や技能を有しているか、確認・評価できる問題を出題すべき。
  - ・ カリキュラム改正によって、試験科目のカリキュラム時間数が780時間から720時間に見直しされたことを踏まえ、受験者の負担軽減の観点から、試験時間や出題数を可能な限り削減すべき。

## 第6回 議事概要

- これまでの議論等を踏まえ、検討会報告書（案）について議論。
- 主な意見
  - ・ 本検討会が令和2年3月に行われた社会福祉士養成課程における教育内容の見直しを受けて開催されることになったという経過だけでなく、社会福祉士に求められている社会的要請の状況についても記載すべき。
  - ・ 令和2年6月の法改正によって創設された市町村が実施する重層的支援体制整備事業において活躍できる資質の高い社会福祉士が求められているという状況を、国会審議の経過も踏まえ記載すべき。
  - ・ 福祉系大学等や関係団体に対するメッセージとして、令和6年度の新たな国家試験に向けた教育内容の充実や、資格取得を目指す卒業生に対する支援について記載すべき。

(参考資料 4)

関係団体及び自治体関係者からの意見

① 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

社会福祉士国家試験制度の見直しに係る意見について

1. 社会福祉士への社会的な期待の高まりと今後の福祉人材の確保の観点から、より多くの社会福祉士を社会に輩出できる国家試験制度とすべきである。
2. 合格基準は、「問題の総得点の 60%程度」として、社会福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題とすべきである。
3. 新カリキュラムの国家試験では、まず精神保健福祉士と同水準以上の合格率を実現し、その後速やかに他の医療系国家資格と同水準の合格率にすべきである。
4. 社会福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題は、繰り返し出題することを積極的に行うべきである。そのため、基本的な専門的知識・技術を問う出題に関する分析と検討を行い、試験問題の「プール制」の効果的な導入・運用を行うべきである。
5. 社会福祉士の養成カリキュラムと精神保健福祉士の養成カリキュラムで示されている「教育に含むべき事項」が重複している部分及び精査すべき部分があることから、当該部分の出題については、十分な調整を行い、整合を取るべきである。
6. 過去 2 回の養成カリキュラム等の見直しによって、教育の質は向上している。新カリキュラムに基づく国家試験の合格率が現状よりも高くなったとしても、合格者の質が低下する恐れはないものと認識している。

〈当日資料〉 ※省略（詳細はこちら [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21295.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21295.html)）

○別添 1 社会福祉士国家試験制度の見直しに係る意見について（詳細版）

○別添 2 社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の今後の在り方について ～20 回の実績を踏まえた検証と新カリキュラムへの対応～」(平成 20 年 12 月 26 日)

○別添 3 社会福祉士国家試験問題の事例問題のうち「良問」と考えられる問題等について

## ② 公益社団法人 日本社会福祉士会

### 社会福祉士国家試験の在り方について（意見）

本会は、標記の検討にあたり、今般のカリキュラム改定を踏まえた求められる社会福祉士像と、これを実現する国家試験問題の在り方について、次のとおり、提案します。

#### 1 求められる社会福祉士像

平成30年3月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」とその後のカリキュラム改定並びに重層的支援体制整備事業等の実施に伴う社会福祉士の活用等の社会的ニーズの高まりを踏まえ、本会が考えるこれからの社会福祉士像は、次のとおりです。

- ① ソーシャルワーク専門職として、ソーシャルワークの価値・倫理（2014年7月に改訂されたソーシャルワークのグローバル定義（以下「グローバル定義」という。）に基づく「人権擁護」、「社会正義の実現」、「多様性の尊重」、「集団的責任」等）を体現する社会福祉士
- ② クライアントに対する個別支援（マイクロレベル）、地域住民及び専門職等と協働する地域共生社会の実現に資する実践（メゾレベル）、社会変革に資する実践（マクロレベル）を連動させたソーシャルワーク実践ができる社会福祉士
- ③ 多様化、複合化、複雑化している問題を解決するため、制度・分野・業種を横断したさまざまな人々や機関と連携・協働しながら、ソーシャルワーク機能を発揮できる社会福祉士
- ④ すべての人々のウェルビーイングの増進に向けて、あらゆる人々をエンパワメントすることができる社会福祉士

#### 2 国家試験問題

上記の社会的ニーズ及び社会福祉士像を踏まえ、本会が考える国家試験問題の在り方は、次のとおりです。

- ① ソーシャルワーク専門職として必要な価値・倫理、実践モデルやアプローチ、制度・サービス等に関する基礎的な知識を有すると認められる者全てが合格できる国家試験問題とすることが必要です。
- ② 国家試験問題としては、ソーシャルワーク専門職に求められる基礎的な知識の習得を問う問題群（基礎的問題）と、その基礎的な知識に基づいた判断力を問う総合的な問題群（総合的問題）とすることが必要です。なお、総合的問題は、科目を限定しない横断的な事例問題を基本とし、さまざまな科目の基礎的な知識を活用して回答する国家試験問題が適当であると考えます。
- ③ グローバル定義では、マクロレベルの社会変革・社会開発が重視されており、また、カリキュラム改定においては、ソーシャルワーク機能の実践能力を有する社会福祉士を養成することとしていることから、特に、「ソーシャルワーク専門職に関する問題」、「マイクロ・メゾ・マクロレベルのソーシャルワークに関する問題」、「社会的障壁に気づく視点を問う問題」等について出題することが必要です。
- ④ 国家試験問題において問う、養成課程修了段階で備えておくべき力量のレベルは、総合的問題においてソーシャルワークの実践モデルやアプローチ等の知識を有していると判断できるレベルとすることが適当であると考えます。また、それらの知識を活用する、より高度な判断及び実践力等は、資格取得後の教育（認定社会福祉士制度等）において継続的に習得に取り組むものとし、国家試験問題で問うレベルと資格取得後の教育に求めるレベルを区別することが必要です。

### ③ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会

#### 社会福祉士国家試験における今後 求められる 社会福祉士 像について

##### 1. 社会福祉協議会の役割

- 全国の市区町村社会福祉協議会と都道府県・指定都市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民および福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進している。
- 社会的孤立が広がり、地域生活課題が多様化・複雑化するなか、社協では、「①あらゆる地域生活課題を受け止める」、「②地域のつながりを再構築する」を柱として個別支援と地域づくりを一体的に進めており、こうした取り組みを担う社会福祉士の確保は重要な課題である。

##### 2. 地域生活課題の現状

###### ①広範な地域生活課題への対応

- ・近年、社協に寄せられる地域生活課題は非常に幅広いものとなっている。福祉分野以外にも、住まいの貧困、買い物や移動の課題、家財処分や葬儀といった死後事務など、かつては家族や知人によって担われていた様々な生活支援について社会的な解決が必要とされている。また、とくにコロナ禍において、在住外国人からの生活困窮に関する相談も急増した。
- ・加えて、頻発化・大規模化する自然災害に対して、高齢者・障害者等の避難支援のための平時からの仕組みづくりや発災後のニーズ把握と被災者支援、コミュニティの再建への支援等が求められている。

###### ②複雑化・複合化し、見えにくい地域生活課題

- ・8050 問題のように 1 つの世帯の中に複数の課題が複合的に発生しているケース、解決したい課題がはっきりしなかったり、どこに相談に行けばよいか分からない、自ら助けを求めることが難しい人々など、見えにくい地域生活課題への気づき・発見と早期の対応が課題となっている。
- ・コロナ禍において人と人の接触が制限される中、ボランティアや住民の地域福祉活動も自粛を余儀なくされており、これによりさらに地域生活課題への気づき・発見が遅れることが懸念される。

###### ③判断能力が不十分な人への支援

- ・認知症高齢者の増加や知的障害者、精神障害者の地域生活移行の進展により、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用、行政手続き等の支援が必要な人が増加している。
- ・また、これらの人々は虐待や経済的な搾取、消費者被害を受けていたり、複数の債務がある、身寄りが無く地域からも孤立しているなど、複合的な課題を抱えている場合が多く見られる。

##### 3. これからの社会福祉士に求められる力

###### ①多職種・多機関との連携

- ・多様な地域生活課題への対応にあたっては福祉以外の分野も含めた多職種・多機関との連携が不可欠であり、ネットワークングやコーディネート、ファシリテーションの力が求められる。
- ・複合的な課題があったり、セルフネグレクトの状態にある、支援に対して拒否的であるなど、いわゆる困難事例に対応していくため、支援者自身が孤立することなく、支援チームを

つくっていく力も重要である。

②社会資源の編成・開発

- ・既存の制度・サービスで対応できない課題に対応するため、地域にある社会資源を把握し目的に応じて編成したり、新たに開発することが求められており、コーディネートやファンドレイジングの力が必要とされている。
- ・さらに、地域生活課題への対応を施策化していくため、データを収集・分析し、行政や住民に働きかけるなど、ソーシャルアクションを展開していく力も求められる。

③住民との協働

- ・これからの社会福祉は、社会的孤立を防ぎ、誰もが自分の役割や居場所を持っていきいきと暮らせるように支援していく必要がある。そのためには様々な出会いや交流の場、住民同士が支え合う活動等を地域に創り出していくことが求められる。
- ・こうした取り組みを進めるため、自らも生活者としての意識を持って住民と協働する、住民から学ぶ、住民の力を信頼し、それぞれの地域の取り組みを尊重しながらサポートするといった姿勢が重要である。
- ・また、福祉教育等を通じて子どもから大人まで福祉への理解を広げ、地域生活課題を「我が事」としてもらうため、プレゼンテーションやファシリテーションの力が重要である。

④意思決定支援と権利擁護

- ・誰もが当たり前のこととして地域で安心・安全に暮らせるよう、判断能力が不十分な本人に寄り添って意思決定を支援するとともに権利侵害の救済・予防を図ることが重要である。意思決定支援の考え方とともに、日常生活自立支援事業や成年後見制度、虐待対応、消費者被害対応、身寄りのない人への支援等、権利擁護に関する総合的な知識を身につけることが必要である。

4. 地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる社会福祉士の育成に向けて

- 社会福祉士国家試験においては、上述したようなソーシャルワークの実践を行う上で必要不可欠な知識及び技術に焦点を当て、実践の場面での判断力を問う内容にしていく必要がある。
- また、令和6年度からの社会福祉士国家試験の実施に向けては、重層的支援体制整備事業等の実施を通じて得られたソーシャルワークの成果を養成団体等の教育内容に取り入れ、「講義－演習－実習」の充実を図っていく必要がある。あわせて、養成団体や職能団体だけでなく、行政や地域住民、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設等、地域の様々な関係者とともに連携・協働して学び合える機会を設けるなど、地域全体で社会福祉士を育成する環境づくりも必要である。

#### ④ 藤沢市 地域共生社会推進室 片山主幹

##### 今後求められる社会福祉士像について

地域共生社会の実現をめざし、工程に従い法制度の改革が進められていますが、それらを運用し、現場で実践するのは自治体や関係機関をはじめ、地域で活動する様々な企業や団体、そして住民の皆さんです。

これらの多様な主体がその趣旨を正しく理解したうえで、地域の課題や進むべき方向性を共有し、協働して取り組むことが求められますが、様々な場面でその鍵を握るのがソーシャルワーカーであると私は考えており、その観点から「今後求められる社会福祉士像」について私見を述べさせていただきます。

##### 1. 自治体職員としての専門職の配置と課題

近年、自治体の福祉事務所や自立相談支援機関では、複合的な生活課題を総合的な視点から受け止め、支援やサービス調整を包括的に行える専門人材を必要としており、福祉の各分野をカバーできる総合職として社会福祉士を任用する例が増えています。

また、高齢、障害、児童等、それぞれの分野では高度な専門性が求められており、各分野のエキスパートとして社会福祉士等の専門職を任用する例も増えています。

これらの動きは、多様化・複雑化する住民ニーズに対応するために、また、多くの自治体が展開することとなる「重層的支援体制整備事業」を推進するためにも今後も続くと考えられ、公務員としての責任と、社会福祉士としての使命とが相まって、自治体における専門性と組織力の強化につながると期待されます。

しかし一方で、住民の生活圏での活動の機会が限られていたり、法制度や分掌業務の枠に縛られ、その使命感や価値観との間で葛藤が生じやすいという課題、そして専門分化が進むことで行政組織が細分化され、少数配置となっている職場では、ロールモデルやスーパーバイザー（SV）となる専門職が不在という課題も生じています。

したがって、任用する側においては、社会福祉士が伸び伸びと力を発揮し、スキルアップしていけるような職場環境をどう整備するかが問われています。

##### 2. 総合的なアセスメント力と多機関連携のリーダーシップ

単独の機関や職種のみでは解決できないニーズに対応するために、相談支援業務を受託する関係機関はもとより、社会福祉施設やサービス提供事業所等には、各専門分野に軸足を置きつつ、総合的、多面的にアセスメントが行うことができる、総合力を兼ね備えた社会福祉士が必要とされています。

そして、他の職種や領域、さらにはインフォーマルな団体等、多様な主体とのネットワークを築く力を有し、特に、地域とのつながりを重視したネットワーク形成ができる人材が求められています。

また、多機関の連携による支援は日常的に行われていますが、全体を調整するリーダー的役割を担う人が不在、あるいは不明確なため、チームとして機能していない事例が時々見受けられます。

その役割を誰が担うかは、個々の事案の状況によってケースバイケースといえますが、今後、「重層的支援体制整備事業」における「多機関協働事業」のあり方も見据えながら、社会福祉士として、誰もがその役割を担える存在であっていただきたいと思います。

### 3. 地域が育てるコミュニティソーシャルワーカー

地域福祉を推進するうえで、地域の生活課題を地域で解決する力を高めることが重要なテーマとなっていますが、その旗振り役として、また、地域を基盤とした相談援助の専門職として欠かせない存在といえるのがコミュニティソーシャルワーカー（CSW）です。

その理想の姿は・・・地域の中に自然な形で溶け込み、様々なニーズを受け止めながら、地域住民や関係機関の裏方として、ともに地域づくりや参加の場づくり等に汗を流し、日々学びを深めていく。いざ困りごとをキャッチした時は、黒衣としての衣を脱ぎ捨て、専門職として多くの引き出しを開け、あらゆる社会資源を活用して解決に向け専心努力する。地道に努力を積み重ね、地域住民や関係機関等からの信頼を積み上げていくことで、地域の中になくてはならない存在として育っていく・・・。

そのようなCSWの活動を可能にするためには、財源措置も含めた活動環境の整備と専門人材の確保に加え、既存の相談支援機関等との機能調整と、潜在的ニーズの掘り起こしや困難事例等に対する、支援体制の後ろ盾が不可欠であり、自治体としても相当の覚悟が必要になります。

とはいえ、地域を基盤とするCSWの活動は、地域の持つ力と、公的支援体制との協働による包括的支援体制づくりに大きく寄与するものであり、今後、「重層的支援体制整備事業」においても、あらゆる場面で社会福祉士等がソーシャルワーク機能を存分に発揮できる場になるといえます。

昨年の「社会福祉法等の一部改正時における付帯決議」を実践する一つの方策として、多くの自治体が積極的に検討されることを期待します。

### 4. 地域共生社会の実現に向けて

私自身、これまで自治体の福祉行政において、様々な生活課題を抱えた世帯への支援や現場指導に携わり、また、包括的支援体制構築のための諸施策に取り組む中で、多くの社会福祉士等のソーシャルワーカーと連携・協働をさせていただいてきました。

また、参考までに当市では、生活困窮者自立支援事業を主軸とするバックアップ体制を整えたうえで、5年間をかけ、国の財源も一部活用させていただきながら段階的に市社会福祉協議会にCSWの配置を進め、現在は14名（うち1名はSV）が市内全13地区をカバーし、地域共生社会に向けて日々奮闘してくれています。

しかしながら、実際の現場では、困難や壁に直面することが多々あり、施設コンフリクトにおける対立や紛争、いわゆるごみ屋敷における孤立と排除、さらには支援者同士の不和といったことが現実起きるのも地域です。その一方で生活困窮、虐待、DV、引きこもり、ヤングケアラー、孤立死等々・・・。見えにくい様々な支援ニーズが地域に存在し、コロナ禍の中で、問題はさらに深刻化しています。

社会福祉士といえども、思うようにいかず苦悩や挫折感を味わうことも多いと思いますが、むしろその体験を積み重ねることが成長につながると自覚し、挫けることなく、地域共生が文化として定着するまで、あきらめずに課題に向き合い続けることのできる、そんな社会福祉士像に期待しています。

⑤ 大牟田市 企画総務部総合政策課 梅本主査

地域共生社会の実現に向けて求められる社会福祉士像

地域共生社会が、これまでの地域福祉の枠組みにおさまらない大きな射程を見据えているとすれば、その実現のためには、福祉関係者はもとより福祉関係者以外との連携、さらには協働・共創の関係を構築し、取り組む必要があります。

この考え方は、そもそも人の暮らしや〈幸せ〉は、制度や分野におけるいわゆる〈福祉〉のなかにはおさまるものではないという前提にたっています。

そのようななかで、社会福祉士がキーパーソンになるためには、以下の姿勢や行動が求められると考えます。

1. 人権意識をもち、常にクライアントの立場に立つことができる
2. 自らが住む/かかわる地域について、地域共生社会のビジョンをもとに「何とかしなければ」という使命感をもっている
  - ・「共生」とはどのような状態なのかというビジョンをもち、かつそのビジョンの実現のための使命感（強い気持ち）をもっていることが、多くの関係者と協働・共創していくための原動力になる。
3. 目の前の問題（生活に困窮している人や生きづらさを抱えた人等）は、社会のなかで起こっているということ、構造的に捉えることができる
  - ・目の前の問題が個人に起因するのではなく、社会の構造や他者との関係性のなかで立ち現れていることを理解し、目の前の問題に対処しつつ、構造的な問題にアプローチすることが、本質的な問題の解決につながる。
  - ・そのためには、目の前の問題を俯瞰し、構造的に捉えることができる力が求められる。
4. 支援する/されるという関係の枠組みを超えて、目の前の問題が起こらないような社会にしていくよう働きかけることができる
  - ・クライアントや地域を支援する対象とだけしか捉えることができないと、協働・共創する関係は構築できないため、あくまでも相手の主体性を重んじる姿勢が求められる。主体性が見出せない場合は、主体性が喚起されるよう働きかけることが求められる。
  - ・さらに、その問題が二度と起こらないよう、必要があれば制度や社会の側の変革をうながすよう働きかけることが求められる。その際、問題を問題として捉える社会側の認識そのものを疑い、その認識も含めて変革していく姿勢が期待される。
5. 社会福祉士の専門職性は代替可能性にあること、つまりあらゆる分野にアプローチできることを理解し、実践することができる
  - ・ソーシャルワークは、専門性の範囲が広くかつ職務が限定されていないということは、アプローチの対象となる範囲が広いということであり、意識と行動次第ではあるが社会全般のさまざまなことにかかわることが可能であり、そのことを強味として捉えることが求められる。
  - ・社会福祉士は、その可能性を理解したうえで実践することが求められる。